

提言作成に関する委員からの意見

浅見委員	(別紙の「植物生態から見た取り組みの流れ」のフロー図を提出いただいた)
井下田委員	<p>1. 旧来の河川法は水害に悩む国民・住民に応えるべく、後々の洪水を極力、海岸部に放流する河道主義治水を導入してきた。さらに、大規模・画一的工法に立脚した巨大技術中心の利水秩序体系をよしとしてきた。</p> <p>これら治水・利水の優先はときに国民・住民との乖離を招き、治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備が、今、歴史必然的に求められていて、河道主義治水・利水施策から多面多岐にわたる観点から、ここ揖保川にあっても具体的に対応したいとする流域主義への転換を招くことになった。</p> <p>2. 流域主義は山の森・川・海とも一体化し、上・中・下流域、それに支流を含めて総合的・体系的かつ整合性をもって流域全体の立場から、揖保川の復権を図ろうとするものである。</p> <p>とりわけ川と人との疎遠な関係からの脱却を急ぎ安全第一を目標としつつ、当面20～30年先を射程距離内において、極力自然を生かした整備計画の創出を模索したい。</p> <p>3. 既に時代の潮流となった水多消費型社会からの転換をめざし、大規模一括処理方式ではなく、市民・住民の目線の届く範囲内で流域各地の個別の特性に配慮しつつ、川らしく生き生きとした地域の川文化の再生をベースに存在感のある揖保川づくりをめざしたい。</p> <p>治水・利水・環境三位一体の原点は水を知り、学び、親しむことであり、特に流域各地に“知水”概念の定着を提起したい。そして、さらなる官民協働の拡充・強化をめざし、特に住民・市民の自己決定権が保障されるとき、揖保川は一層蘇生するに違いない。</p>
庄委員	<p>1. 上流域について ダム建設について 上流域住民は建設反対の意向が強い 合流点(一宮町)の整備について 中州が民有地であること、川と住居が非常に接近していることなど、住居の石垣が少しの増水でも洗われる現状であり、地元住民から整備の要望が強い。 川の集水域(山地、森林)、渓谷、支流を含めた河川整備の構想が必要と思う。</p> <p>2. 自然に囲まれた遊べる川の創造について 川に対する関心が低い(特に上流域)。この意識をどう高めるか。 地域づくり(むらづくり・町づくり)学習会の中に川づくりの学習を位置づける方途を考える。 コンクリート護岸、井堰の改修は可能か。</p> <p>3. 水質について 水質の現状と望ましい水質(測定基準があるのか)の測定は可能か。また、各種排水の規制はどうなっているか。</p>

進藤委員

1) 治水・利水・自然環境に向けてのまとめに関して、特に前文中の提言に向けての今後の対応、及び「1. 治水 - (1) 基本的な考え方について」

- ・特に、被害の最小化と、人的損害をもたらすような壊滅的被害の回避という治水の基本を踏まえた上で、『今後は、川は氾濫するという前提に立ち、「洪水の絶対防御」から「洪水と共存する治水」へと考え方を転換し、河川事業に対する地域住民の十分な理解と協力を得るための取り組みを行う。』ということ。
- ・今後20年～30年間の河川の整備内容を定める今回の河川整備計画の趣旨から、『整備水準の設定に当たっては、その整備水準を達成するための河川整備が今後20年～30年に概ね実現可能なものとする。』ということ。

このあたりが治水・利水、特に治水と環境の共生や、河川管理者をはじめ基礎的自治体等関係機関、及び流域地域住民の参画と協働による総合的・横断的な、流域全体を視野に入れた河川整備計画の展開等々、概ねの諸問題の原点であるように思えてなりません。

さらに、国・地方ともどもの破綻的とも思える財政難の現況と、成長の時代の終焉成熟型社会になりつつある昨今の社会経済情勢を鑑みてみても、このことにより一層の明確化が余程現実的な対応なのではないかとも思います。

これについては、行政だけではとても決着の付く話ではないとも思います。

これに関しての、わかりやすい形での情報がつぶさに提供された上での、基礎的自治体等関係機関はもとよりとして、流域地域の皆さんの十分な理解（情報共有等を含む）及び流域地域の皆さんを交えた、思い切ってもう少し突っ込んだ明快な議論というものが必要なのではないかと思います。

また、龍野地域における「畳堤」のように、平常時はもとより自然災害発生時における危機管理的側面を含めた、景観形成、土地利用計画等々まちづくり計画において、これに関する今後の揖保川水系圏域における、公民協働パートナーシップによる具現化の可能性を探ること。すなわち、いわば平成の「畳堤」のようなものが生まれる素地を、いかにして可能な限り、提言（たたき台）等で具体的に提示することが出来るかということが、今後の（流域地域の皆さんを交えての）議論における重要なポイントとなって来るのではないかと思います。

2) 今回の「揖保川を語り、生かす集い」（三会場）は、この揖保川流域地域に根差した皆さまならではの意見・発言等多々あり、ある一定の意義のある試み（社会実験）であったのではないかと思います。

この集いに登場された流域地域住民の皆さんの貴重な意見・想いなど（森・川・海再生プラン関連、地域密着の歴史・地理・文化関連、河川整備への住民参加・交流、地域消防水利等々）及び各会場に来られなかった皆さんの今回提出いただいた意見・想いなどを今一度一つひとつ集約・分析し、抜け落ちていた議論等を進め、本委員会の各「分科会からの報告」の内容等とともに、この意見・想いなどが適切に織り込まれた、流域参加の河川整備計画（原案）に向けた提言（たたき台）を構築する必要が当然あるのではないかと思います。

また、この地域特有の地域実情に応じた、しかも治水・利水・環境の調和の取れた、更には揖保川水系圏域全体を総合的・横断的な観点からとらえられたものとする必要性も感ずるところです。

田中丸委員

1. 提言のまとめ方についての意見

提言（たたき台）は、3つの分科会からの報告を骨子として、その内容に「揖保川を語り、生かす集い」で集められた住民からの意見を取り込んだものとして取りまとめることとなろう。取りまとめ方として以下の事項を提案する。

（1）第6回委員会における藤田委員長、道奥委員のご意見（議事録29、30頁）のように、提言においては、個々の事業に対する意見というよりも、今後20～30年間のスパンで考えた河川整備のガイドラインとなるような包括的な意見をまとめる必要がある。特に住民からの意見には、細かい事項も多いので、提言への取り込みの際には、それら個別事項の列挙はあえて避け、個々の意見におおよそ共通する方向を見出して反映させることとする。

（2）各分科会で議論されてきた治水、利水、自然環境、河川利用、社会・文化・歴史、住民参加、情報発信など各項目に関する提言に加え、各項目ごとの提言の一段上に位置する基本的な考え方（基本理念のようなもの）が整理されていることが望ましいと考える。具体的に言えば、揖保川の河川整備を考える上での基本的な考え方（委員会として特に強調したい基本的な考え方）を数項目に集約し、それぞれについて、見出しと数行程度の説明文を付けたものを提示してはどうか。

（3）提言の構成として、たとえば次のようなスタイルが考えられる。

1. 現状と課題（項目別の記述）
2. 河川整備の基本的な考え方（数項目に集約したもの）
3. 河川整備のあり方（治水、利水、自然環境、河川利用、社会・文化・歴史、住民参加、情報発信など、項目別の記述）

（4）仮に上述のようなスタイルを取るとして、各分科会からの提案（第6回委員会に提出されたもの）を見ると、治水・利水・自然環境分科会と情報交流分科会の報告は、項目別の記述は既に整理されており具体的であるが、基本的な考え方の集約に相当する部分は示されていない。一方、流域社会分科会の報告は、基本的な考え方や理念がうまく整理されているが、河川整備のあり方に直接つながる具体的な記述がやや少ないように思われる。

そこで、提出済みの各分科会からの提案をベースとして、治水・利水・自然環境分科会と情報交流分科会については基本的な考え方の集約を、流域社会分科会については、具体的な項目別記述を追加すれば、少なくとも提案のたたき台に相当するものがまとめられるのではないかと思う。なお、現状と課題については、これまで河川管理者から委員会に提示された資料を参考に文章を作成すればよいが、たたき台の段階では、簡潔なものでよいと思う。

2. 提言についての全般的意見

限られた時間と限られた予算の中で全ての要件を満足する河川整備を実現することは困難である。もちろん、始めから駄目だと諦めてしまえば新たな進展は得られないから、諸問題をできるだけ解決するために十分知恵を絞っていかなければならないが、あまりに実現性の薄い提言にはそれほど意味がない。

たとえば、「治水安全度を上げること」と「豊かな自然環境を再生すること」には相反する面があるし、「豊かな自然環境を再生すること」と「川と人との密接なふれあい」にも相反する面がある。よって、実効性のある提言を行うのならば、揖保川の河川整備においては、特に何と何を特に優先するといった判断をある程度盛り込むことが避けがたいように思われる。

(田中丸委員)

たとえば、治水と自然環境の優先度を上げ、そのために河川利用の優先度を多少下げることがやむを得ないとする場合、「少なくとも30年に1度程度の高水に対応できる治水安全度を上流から下流までの河川全体に確保しつつ、多様性のある豊かな自然環境を再生するように最大限努力する。治水安全度の確保には、自然環境への影響が少ない工法を選択する。自然環境への配慮から、グラウンドや駐車場などの人工的な施設、人工的な親水施設の設置は制限し、貴重種保護のためには、人の立ち入りを制限した河川区間も一部設定する。」といった提言になるのではないかと。

このため、河川整備のあり方をまとめる際には、治水、利水、自然環境、河川利用、親水などの相互関係を考え、競合する項目間については、優先度のバランスの取り方について検討しておく必要がある。全ての項目を全く同等に扱った総花的な提言を行えば、今後の20～30年では実現しない提言になってしまう恐れがある。ただし、始めから実現性を重視して目標水準を下げ過ぎることに問題があり、提言の持つ役割を考えるならば、ある程度のハードルの高さは必要かもしれない。

3. 提言に盛り込むべき内容について

提言に関する個人的意見、特に治水・利水・自然環境に関する意見は、第3回治水・利水・自然環境分科会(平成15年2月18日)資料「揖保川河川整備計画へのご意見」にて詳述した通りである。ここでは、「揖保川を語り、生かす集い」を踏まえた追加的意見のみを述べる。

(1)「集い」において、住民から複数の意見があったもののうち、これまでの委員会、分科会であまり取り上げられていないものがいくつかあった。それらは、次のようなものである。こうした事項については、「集い」の収穫として委員会での議論の俎上に乗せていく必要があるだろう。

- 1) 治水面からみた中州の樹木の扱い
- 2) 馬路川、播洞川の内水排除対策
- 3) 河川沿いの並木、散策路の整備
- 4) 川へ下りられるようにするための整備
- 5) 消防用水としての河川利用
- 6) 国、県、市、町の調整・連携

(2)「集い」では、揖保川を魚が育ち、野鳥や様々な動植物が生息できる自然の豊かな川にして、人々が遊んだり触れあえる川にしたい、という住民の想いが感じられた。ただし、自然の川には瀬や淵、蛇行があって、その様相は多様であり、遊びやすい場所もあれば、険しい場所、植生の繁茂等のために近づき難い場所、深くて遊びには適さない場所もあるのが普通と思われる。

触れあい重視の整備を画一的に進めれば、自然環境への悪影響が懸念される。その一方、人が近づきにくい川では、川に対する住民の関心を薄れさせる。本来あるべき自然環境の再生と人々が川に触れあえるための整備とのバランスを検討する必要があるだろう。

(3)上流域の治水整備が遅れているにもかかわらず、山崎会場では、治水に関する関心は薄かった。被害をもたらすような洪水から時間が経っていることが関心の薄さの一因と考えられる。しかしながら、住民の関心が薄いからといって、提言における治水の位置づけを下げることは言うまでもなく考えにくい。むしろ、治水に関する様々な情報を得ている委員会は、治水の問題に対し、責任を持ってより慎重に検討することが求められていると考えるべきである。

自然環境

- 1) 河川生物の生息・生育環境の縦断的な分断をしている河川横断工作物(ダムや堰)の存在は、これ以上もない河川環境の破壊をもたらしているものであり、その撤去による自然環境の復活は必須の所である。堰には魚道がつけられていない例が多く、つけられていても大部分が機能していないので、これを改善する。川の流れを100%止めての従来型の取水施設(ダムや堰)の新設は認めない。不要なダムや堰の撤去を考えることを土木の専門家として本気になって検討し実施していくべきである。
河川横断工作物は土砂の循環も妨げ、海岸の砂浜の消失に繋がっているため、砂のサイクルを正常に戻すための整備を考える。
- 2) 河川敷の改変、伏流水の遮断や人間の目には見えない地下水脈系の破壊等、多くの良好な環境を破壊している、その元凶コンクリートブロック護岸の改善は不可欠である。また、河川敷を安易な土地確保の場として、駐車場や運動広場などの建設をしてきたが、河川環境を良好に維持するには水の中だけでなく、その集水域も含めた陸上環境の存在が欠かせないものである。この河川敷を人工的な場に改悪したために、自然環境の破壊は大きなものとなっている。これ以上、このような施設の侵入は認めないこととして、現状の改善を図るべきである。グリーンベルトなどによる隔離、隠蔽を行うなど河畔林の復活を工夫する。
- 3) 瀬と淵の単なる連続性を求めるだけでなく、直線化され単純化された河道をいかに多様で複雑な構造に改善できるかが求められている。R型、S型、M型の淵の存在は欠かせないところである。
- 4) ヨシ原・河口干潟・中州などの河口域の環境は複雑なものがあり、人為的に再生することは困難な場合が多い。これらの環境の保全と維持は最大限の努力をするべきである。
- 5) 現代の無法な放流や安易で無責任な水生生物の放逐は、日本本来の河川環境のバランスを崩すものであり、倫理的な期待が不可能な状況から考えると、法的な手段を構築せざるを得ないと思う。そこで問題になるのは、従来から日本の水産学上の考え方では「人のためになる(食料増産、娯楽など)水産有用種の開発に努め、あらゆる生物の放流事業を行ってきた」点を反省しなくてはならない。これもまた、生態系を大きく狂わせてきたものであり、ブラックバス擁護派の主張する理論的な根拠の一つでもある。
- 6) 河川敷を運動場・駐車場・諸施設の構築などに際して市街地に土地をもとめがたいため安易にその環境破壊を実施してきた。河川環境は流れの中だけを考えているのは良い状態に保つことはできない。これ以上の利用(人間のためだけの)は行わない。

提言へ

河川を分断して管轄することは間違いである。管轄区域内のみの整備などナンセンスである。一級河川は、その水源域まで含めて国が管理し、流域全体を管理すべきである。川の環境を守るには、陸域(集水域)の環境も念頭において整備すべきである。

渓流域の自然環境を破壊し、水の流れを分断している砂防ダムの撤去やカットによるスリット型に改善し、渓流環境の復元を図る。

河川横断工作物の増設は認めない。撤去と改善を進める。生物の上下移動を可能にし、土砂の流下を可能にし、海浜の砂の維持を図る。

水利権の見直しを行う。減反で水田への送水が不要になっているが、遊水域としての価値を発揮することを義務化する。慣行水利権も時代の流れにそって見直す。工業用水も工場の閉鎖や撤退に比例させて取水量を見直す。用水路のコンクリート化

(栃本委員)

により給配水がスムーズになり、途中の漏水なども大幅に解消されているので、農業用に取水する量も減らせるはずである。休耕田の統廃合により、より効率のよい利水形態にする。

地下水の使用制限を行う。河川の流域における井戸の存在は河川の流量に大きな影響を与えるものであり、水道料金に反映されない排水の下水道への負荷を不正に増加させているものである。

降雨の活用を図る。地中への浸透マス助成や植物への散水、トイレの水としての利用などにより、上水源の負担を軽減すればダム増設は不要になる。

緑のダムの考え方を広める。山奥の水源地域のみでなく市街地においても、降雨の地下への浸透と河川への伏流水の確保は河川環境の改善に最も必要な構造である。

下水浄化による処理水の河川中上流域への放水を考える。上流で上水のために取水し、下水処理して河川下流域への放水では、中流域での水不足が起こって当然のことだ。

河川敷に人口構造物をつくらない。流水域ではないが、河川環境にとって陸上部も大きな影響を受ける場である。既設の施設は境界線にグリーンラインを整備して、河川環境と隔離するとともに河畔林を復活させる。

改正河川法の精神をもっと重く受け止めるべきである。利水と治水には経費をかけるが環境は高くつくと言って、ほんのその場凌ぎ程度で誤魔化してやり過ごしているのが現状である。河川法で3本柱に並んだ環境について、もっと考慮した工事経費へ等分に考えていくべきである。今までは金をかけなさすぎたのであり、対策を立てるには経費がかかって当然である。現在までに行ってきた河川環境を破壊し続けたコンクリート護岸の撤去を検討し、本来の自然豊かな岸辺に復旧することを提言する。

どのような工事であっても、工事後の追跡調査と改善工事を実施すること。

これらの意見に対して、治水上の多くの解決しなくてはならない課題はあるだろう。洪水になったらどうするのだという言葉が返ってくるだろう。私は土木工学の分野においては全くの素人で無知であるが、これ以上の自然環境を破壊することを止め、回復させるためにインパクトのある提言をするべきだと思う。多くの課題の解決は、これらの提言を実現させるために土木工学の専門家に努力してもらうことしか方法はない。経費や時間がかかりすぎるからと、安易な工事計画を進め、取り返すことのできない環境破壊をすることは、今後は絶対に行ってはならない。河川法を改正したのは環境と治水と利水は同じレベルで計画をすすめる必要があるからであり、法の精神を生かす計画を立てるべきである。

キャッチフレーズ

原則ダムの建設を認めない

河川環境を破壊したコンクリートブロックの撤去、自然再生を行う

河川の管理は上流から河口まで一本化する

治水・利水ともに100%を目処にせず、環境により考慮していく

河川敷の人工化は行わない、現状の改善を目指す

河川の水質を悪化させる施設への管理指導を徹底する

河川横断工作物の撤去、改善を図る

アユなどを含めた自然環境のバランスを崩すような放流を行わない

他の流域委員会に劣らぬ提言を表現すべきである

<p>(栃本委員)</p>	<p>流域委員会は公平な立場から強く世論を導く提言をすべきだ 工事後の追跡調査と改善工事の実施</p> <p>淀川流域委員会の芦田委員長や川那部委員に「ダム原則ノー」の趣旨を聞く機会がありました。国土交通省としては、振り上げた手の下ろし所も考えていると推測されるとのことでした。我々素人では、本当にダムが必要なのか、それに代わる案が本当はないのかが判断できません。私は、生き物の立場からのみの提言になりますが、無理とも考えられることを承知の上で提言を当局者側へ投げかけるべきだと考えています。私は篠山市内の砂防河川である西山川の工事に際し、施設の砂防ダムにスリットを入れることを提案し、担当者の決断があって実現しました。私たち当会の委員は、揖保川の未来における良好な自然環境の存在を担うものであり、真剣に、過大と思われても自然環境を子々孫々へ残すべき重大な責任を負う立場にあります。科学的な証明の裏付けが無くても、杞憂であっても環境破壊の恐れが伺われることは排除すべきです。破壊後に気づいても手遅れで取り返しはつかないのです。言語的な表現は苦手なので、提言の表現については皆様に期待します。</p>
<p>中元委員</p>	<p>4月14日、「龍野市はつらつセンター」で開かれた委員会の分科会報告では、 反響の弱さを克服しよう 多元的、総合的な情報発信を求める 流域全体で情報を共有できるシステムの構築を 関連組織のネットワーク化を図り、情報の統合・一元発信を 同時に、永続的な情報発信の手段を作れ 公聴会等流域住民の幅広い声を聞き整備計画に十分反映させよ という5項目の提言内容をまとめました。</p> <p>その後、流域3か所で「揖保川を語り、生かす集い」が開催され、その中で情報交流分科会に関連する発言がいくつか出されました。</p> <p>大きく分けて2点に集約されると思います。一つは、住民意見の反映方法に関するもの、もう一つは、流域委員会の中でも指摘されました水害等、緊急時における連絡ルートの整備に関するものでした。この2点を「提言に盛り込む内容」に追加したく思います。</p> <p>まず、住民意見の反映については、河川法でも最も重要視しているところですが、具体的には当委員会が開催した「揖保川を語り、生かす集い」のような公聴会的な集会、あるいは、これから開く予定のシンポジウムの様な会合が考えられています。</p> <p>そこで出された住民意見を集約し、整備計画の中に入れられることとなります。河川管理者には、可能な限り住民意見を反映した整備計画を作成するよう求めるわけですが、こうした場に出される意見は、概ね「概論」的なものが多くなります。</p> <p>今回は、上流、中流、下流の3か所で「集い」が開かれ、ある程度は各地域の特性を反映した声が出されたと考えられますが、しかし、それでも不十分であるとの声も出されています。もっと小さな地域単位で意見を聞くべきだというものです。これは流域をもっと細分化して悉皆的に「集い」を開けという意見のように思われますが、一方で、問題のある地域ごとに個別の状況を踏まえた意見発表の機会を与えよ、という声にも聞こえます。私個人としては、どちらかといえば後者と理解しています。</p>

<p>(中元委員)</p>	<p>そこで、例えば、引堤対象地域や、中州・河川敷整備で意見が割れている地域、井堰の在り様で意向が分かれている地域、川の駅など新しい施設計画のある地点など、それぞれ個別のテーマについて、当該地域の意見集約を図る必要があります。</p> <p>こうしたポイントでの住民意見を聞く会を開催することが望ましいと考えます。より細かで具体的な住民意見を取り入れ、整備計画に反映させるべきでしょう。</p> <p>次に、災害等の緊急時における連絡体制の整備についての追加提言をしておきます。</p> <p>洪水情報、ダムの放水などについては、河川管理者から、まず市・町の担当窓口へ連絡が入るシステムになっています。したがって、地域住民に直接危険情報を伝えるのは当該自治体ということになります。</p> <p>揖保川に関しては、これまで特段の問題は発生していないと河川管理者は説明しており、確かに情報伝達の不備のため被害が拡大したといったケースは過去になかったように思われます。</p> <p>しかし、数十年、百年単位の大災害を想定しますと、従来の情報伝達のシステムだけで流域の安全を保障するのに十分かどうか疑問もあるところです。阪神・淡路大震災時にマニュアルが役立たなかったことは記憶に新しく、改めて新しい対応策が検討された経緯もあります。</p> <p>例えば、危険を知らせる情報を、単に市町の担当窓口だけに流すのではなく、住民により近い組織への伝達手段を開発、構築するとか、一斉通報のシステムを地域社会へ直接下ろすといった新たな取り組みも模索されていいのではないのでしょうか。同時にハザードマップの作成についても検討されるべきでしょう。</p> <p>こうした通報ルートやハザードマップに基づいた訓練を、常時積み重ね、河川管理者と地域が一体となって、安心・安全への思いを共有することも求められます。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>揖保川が失ったものを調査し、復元する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井堰の整備(魚の遡上・効果に適している統廃合) ・土砂の除去(深みをつくる、石と石の空間をつくる) ・水と陸との移行帯(護岸)の見直し ・各省庁の垣根を取り払い総合的な河川整備計画(流域住民に工事の目的、効果、将来像があるもの) <p>水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道における問題処理(水位、水質、河床環境) ・森林の整備、間伐、植林(落葉樹の植林) <p>生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水排除対策(河川断面、河床勾配、排水設備、避難場所) ・子供が危険を感じずに河川に入れる場所づくり ・消防施設としての河川利用 ・整備された河川敷の公園、グラウンドの見直し <p>構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揖保川を中心とした観光を考えられる整備 ・川の駅

<p>正田委員</p>	<p>1. 「揖保川を語り、生かす集い」の継続実施 龍野会場の「揖保川を語り、生かす集い」にだけ出席しましたが、大変有意義であったと思います。 今後も年1回、上・中・下流で開催を続けてほしい。住民の意識が高まり、国土交通省を中心にして各行政機関の連携の場としても生かせるのではないのでしょうか。</p> <p>2. 龍野地区における「引堤」の慎重検討 私の承知する限りでは「引堤」の案には懐疑的な住民が多いように思います。その必要度の説明が、歴史的経過と引き合わせ、今ひとつ説得力に欠ける。そのために払うべきものが極めて大きい。ということでしょう。1.で述べた「揖保川を語り、生かす集い」などでもっと検討を重ねることが要ると思います。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>治水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水に対して絶対的に安全を確保することは不可能であるが、被害を最小限にとどめることを治水の基本とする。 ・整備計画に関しては、地域の歴史・文化、地域住民の考え方などを考慮の上、多面的かつ多様な対策を提案し、相互比較して地域住民に提示する。整備は、河道対策を基本としながら状況に応じて他の対策も検討する。また大きな洪水対策が求められる場合もあることからダムによる洪水調節も選択肢から排除できないだろう。 ・流域対策として、森林の保全・管理・育成等、流域として降雨が一気に河川に流入しないよう流域の土地利用などを総合的に検討し、効果的な流域対策を実施するため行政界をこえた関係機関等との連携の仕組みを構築すべきである。 <p>利水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の工業用水、農業用水、上水道等は急激な水需要が増大する可能性は低く、ダム建設等による水資源開発はあまり必要性がないと思われる。水利権等に関しては関連する農林関係・上水道・工業用水など水利用する関係団体による横断的な組織を形成し、中長期的なビジョンを作成することが必要であり、相互の水利用が図られるような新制度の構築や柔軟化を検討すべきである。 <p>自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質・水量 水質を改善するため下水道を進めるとともに下水処理が生態系へ及ぼすことのないよう河川・下水道・流域を一体化した水質管理体制が必要である。 また水量については下水道の整備により減少することが予想されるので、森林の保水性向上や市街地・農地等への地下浸透を促進するなどして水量の確保につとめる必要がある。 ・生態系の保全 井堰等河川横断構造物には、魚類の遡上、水生生物の移動に対して障害とならないよう配慮する必要がある。また河川改修工法等を検討し、生物の生息空間の保全・再生につとめる必要がある。 ・河川利用 河川敷利用は必要最小限にとどめ、流下能力の確保と自然環境の保全につとめる。

増田委員	<p>(口頭で回答)</p> <p>浜田地区、三川分派地区で井戸水の塩水化が報告されており、対策が必要である。工業用水の取水権量の見直しが必要である。</p>
森本委員	<p>1. 揖保川の川づくり</p> <p>先般の「揖保川を語り、生かす集い」は、それに参加された住民の方々の願いや方策が率直に表明され、大変意義ある催しになったことを喜びます。</p> <p>その中でやはり、整備の進んだ下流部と、あまり手の入っていない上流部の方々の意見に若干の差異のあるのは当然のことでありましょう。</p> <p>私たちは、それぞれの地域の方々の思いを大切にしつつ、常に英知と決断をもって提言をおこない、いやしくも100年の悔いを残してはならないのである。</p> <p>2. 治水</p> <p>治水対策の引堤事業は上下流を問わず治水上の大事である。</p> <p>田園地帯と町家地区とでは、対策も異なるうが、地域・市町の要望を尊重しつつも、悔いの残らない計画を立て、地域・住民に対しては其の理解に努力せねばならない。「自然を残した川作りは大切であるが、中州の樹木に流木がかかり、浸水した」(山崎会場田口氏)などの意見もあり、治水か自然保存かは地形や所の課題である。</p> <p>3. 利水については</p> <p>「川幅全体を仕切るような井堰が必要か、もっと簡単な井堰にならないか」(山崎)</p> <p>「工業用水の水利権量の見直し」(網干会場)</p> <p>などがあり、利水の規模や時期とともに、節度の確立も必要であろう。</p> <p>4. 水質、水量</p> <p>「揖保川の水質はよくなったと言えるだろうか、流域下水道の処理水の水質がよくない、活性汚泥法は不適當な処理方式である。(網干会場)」</p> <p>「下水処理施設の排水口付近にアユ籠をつけたが、1日以内に全部の箇所ですんでしまった」(山崎会場)</p> <p>私の見るところでも、昨年と今年はアユが大量に死に、山崎近辺の釣り場に釣り人の姿を見ることが極端に減っている。この水が地域の上水道に引かれているのだが、人間には安全なのだろうか心配である。</p> <p>5. 自然環境(生物生息環境)</p> <p>河川の植生の保存が大切であることは勿論であるが、山崎町域左岸では、広い河川敷の堤防から水辺まで雑草がはびこり、人の歩行も出来難い状況の所が多い。このため、草刈りだけでなく、時には焼くなどして、石原を復元してほしい。</p> <p>6. 河川利用</p> <p>「(広い河川敷のある)山崎地区においても娯楽・スポーツの場、高齢者の散歩の場づくりが必要、また川へ下りやすくなる堤防斜面にしてほしい」(山崎会場)</p> <p>「国道には道の駅があるが、川の駅があってもよいのではないか」(山崎会場)</p> <p>「河川工事と合わせた堤防道路の改良・整備」(網干会場)のご意見、山崎町左岸においても同じ願いである。</p> <p>7. 情報交流</p> <p>「工事内容に関する住民への情報提供」「計画への住民意見の反映」などは工事着工までの手続きとして大切なことであるが、かえってむしろ、地域・市町より進んでの要望・具申が望ましいと思われる。</p>

<p>(森本委員)</p>	<p>8.その他</p> <p>「環境教育の場としての揖保川の活用」(山崎会場)</p> <p>「大人の押し付けにならない気づかい」(山崎会場)</p> <p>「川に関わる歴史、文化の継承」(網干会場)</p> <p>「川への意識を高める活動と行動の実施」(山崎会場)</p> <p>などなど、長年にわたっての取り組みが語られました。私はこれらの方々が色々な団体をつくり、川を愛し、研究をし、あるいは柳を植え、ホタルを飼育、放流するなどの努力を続けて来られたことに感動せずにはいませんでした。</p>
<p>和崎委員</p>	<p>1. 100年確率について</p> <p>地域住民とじっくり協議して、見直す必要があるのではないか。</p> <p>これまでの試算ベースを使うのであれば、30年～50年とすべきかを感じる。</p> <p>2. 親水空間と引き堤</p> <p>河川グラウンドの整備などで川の流れが変化し、さまざまに影響を与えていることがわかった。またグラウンドを撤去すれば流量も変わるということも感じた。引き堤ありきではなく、生活空間の安全確保の観点から、川の流量拡大を整備方法の変更で対応できないものか。</p> <p>3. 地域との連携</p> <p>学校などを場とした地域との連携づくりを構築する必要がある。</p> <p>整備が住民ととけあうような地域づくりの必要性を感じる。</p>

長期的な目標を「人の暮らしが川の環境と関わり合っていた頃の河川環境」と捉えた場合の、植物生態から見た取り組みの流れ

地域レベルでの視点（地域住民や流域市町村の担当者との合意形成に向けて）

取り組みの目標（例）
・ 「具体的な」目標の設定
【背景】 抽象的な耳あたりのよい言葉で目標を設定すると、人により思い描く内容が異なってしまう。

取り組みの目標（例）
・ 川の環境のしくみや川の生態系について理解を得た上で、合意形成をはかるための取り組み。
【背景】 基礎的な知識の共有化をはかり、同じ土俵で会話ができるようにする。

取り組みの目標（例）
・ 揖保川の特長や地域ごとの特性、あるいは現況の問題点について、わかりやすく提示。
・ 改修の際に、整備の内容によって、自然環境がどうかかわるかを提示。
・ 改修による生態系の変化の予測。
【背景】 一般の人にも理解してもらえるような資料づくりが大切。

取り組みの目標（例）
・ 生き物の分布情報の分析と評価。
・ 河川環境と生き物情報との関連性の把握。
・ 工事後のモニタリングと評価
・ 揖保川の生物多様性を保全するための、維持機構の推定。
・ 河川環境と生き物に関する経年的な変化の把握
・ 生物の生息環境と、治水条件との関係についての把握
【背景】 科学的な根拠に基づいた現況把握や将来の予想があつてこそ、合意形成が可能。

基本理念

流域レベルでの視点（関係機関との合意形成に向けて）

取り組みの目標（例）
・ 条例など法的根拠の獲得に向けての取り組み

取り組みの目標（例）
・ 流域一体化に対応する組織作りへの取り組み

取り組みの目標（例）
・ 事務所内での「具体的な」保全目標の設定
・ 川の生態系に対する事務所全体の認識の向上に向けての取り組み

市民のレベルでの視点（個人での取り組みに向けて）

取り組みの目標（例）
・ 暮らしの中での川との結びつきの回復
・ 生活の再考

取り組みの目標（例）
・ 揖保川を知る機会の提供
・ まちづくりや教育など、他機関との協力に向けての取り組み